

特別の教育課程による日本語指導に係る 学校を中心とした地域教育体制強化のための規制改革

R8.6.10WGヒアリング 提案者提出資料
外国人児童生徒への日本語指導体制について

【提案の背景】

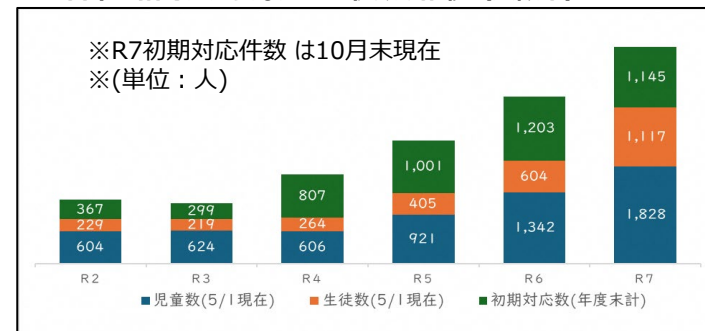
- 日本語指導を必要とする児童生徒の急増（詳細は右記グラフのとおり）
- 人的資源、専門性の確保が難しく、安定的な指導体制の維持が困難

【提案の概要】

- 学校以外の運営主体・場所で、教育職員免許状を有しない者であっても、
「特別の教育課程による日本語指導」の実施を可能とすることで、

学校・教員の負担軽減及び学校を中心とした地域における教育体制の強化を図る。

日本語指導が必要な児童生徒数の推移（大阪市）



(出典) R7.12.9特区WG「外国人児童生徒への日本語指導体制について」
配布資料4「外国人児童生徒等への日本語指導について」

現行の規制

× 運営主体・場所の制限

学校において実施しなければならない。

学校教育法施行規則第56条の2、
第56条の3 他

× 指導教員の制限

教員免許を有する教員が実施
しなければならない。

教育職員免許法第3条
学校教育法第37条 他

規制改革提案

- **学校以外の運営主体・場所**
(NPO法人や日本語学校等)でも、
一定の要件を満たす場合、特別の教育
課程による日本語指導を可能にする。
- **教員免許を有しない者であっても、**
一定の要件を満たす場合、
日本語の指導を行うことができるようにする。

・ 上記の提案について令和7年12月9日の特区WGヒアリングにおいて議論

・ 提案実現に向けて令和7年度に調査実証事業を実施

実証結果等を踏まえた論点

調査・実証の概要（令和7年度）

- ・ 教員免許は持たないが十分な日本語指導のスキルと経験を有する者が、児童生徒に対して学校外の施設において日本語指導を実施
- ・ 指導は、対象の児童生徒の所属校と情報共有・連携のうえ実施
(保護者同意のもと、デジタルツール(RootsNote)を用いて児童生徒の指導の実施状況等について情報共有・連携)
⇒実証を通じ、現行制度と同等以上の質を確保できるか検証（詳細は次頁以降）

規制・制度改革により実現したい姿

学校を中心とした地域の関係者間での連携のもと、学校・教員の負担軽減を図りつつ、必要な日本語指導体制を確保するため、

- ① 現行では、学校で実施することを原則としつつも、例外的に一定の要件を満たす学校外の施設において日本語指導が可能
⇒**地方公共団体と外国人児童生徒に対して日本語指導等を行う者が連携して管理・運営する施設における日本語指導を実施可能に**
- ② 現行では、教員免許を有さない者が日本語指導を行う場合、教員が教室等に常時いる必要がある
⇒**教員の包括的指示のもと、教員が教室等に常時いなくても日本語指導を実施可能に**

実現に向けて

- 上記①、②の実現に向けて、制度所管省庁において必要な検討・措置を講じていただきたい。
- 提案地域においても、規制改革の実現やその後の実装に向けて、これまでの調査・実証等を通じて把握した以下の論点等について、制度所管省庁とも共有・連携を図りながら、検討をさらに進めてまいりたい。

(1) 教員と日本語指導に携わる者との連携方法や包括的指示のあり方について

- ・ 児童生徒の日本語等の力に係る評価結果等の連携
- ・ 児童生徒の指導計画等の連携
- ・ 児童生徒の学習状況等に係る連携 ほか

デジタルツール（RootsNote）を活用した教員と日本語指導員との連携により、日本語指導員からの報告等に基づき、教員からの包括的指示を適宜適切に行うことができる態勢を整理

(2) 母語（手話）の活用や支援等について

- ・ 母語（手話）の活用や支援等の有効性等の検証 ほか

実現したい姿の具体的なイメージ

提案の実現を見据え、令和7年度の実証事業は、以下の実施場所において、デジタルツールを活用して実施。

【実施場所】（いくのパーク）

いくのコーライブスパーク

誰もが暮らしやすい「全国No.1のグローバルタウン」へ

食と職による地域貢献
イベント/シェアキッチン/キッチンカーのレンタル事業と「食人大学」の運営を通じ、食に関わる新たな事業者を育成。

多文化共生・多世代交流の拠点づくり
・外国に育つ子どもたちと家族を対象に総合的で包括的な支援を実施
・乳幼児の一時預かり事業、親子ついで広場の運営

イベント・スポーツ・アート
・日本で1番多様な食と文化を楽しむイベントの開催
・スポーツやアートを通じ、多様なバックグラウンドを持つ人々が集い繋がる場を創出

学びのサポート
・困難を抱える子どもたちの学習サポート、コワーキングスペースの運営を通じ、子どもたちが「勝手に」習得環境をつくる。

防災拠点
・災害時避難場所の開設
・外国人市民向けの防災活動環境整備
・食堂、キッチンカー等を活用した炊き出し機能

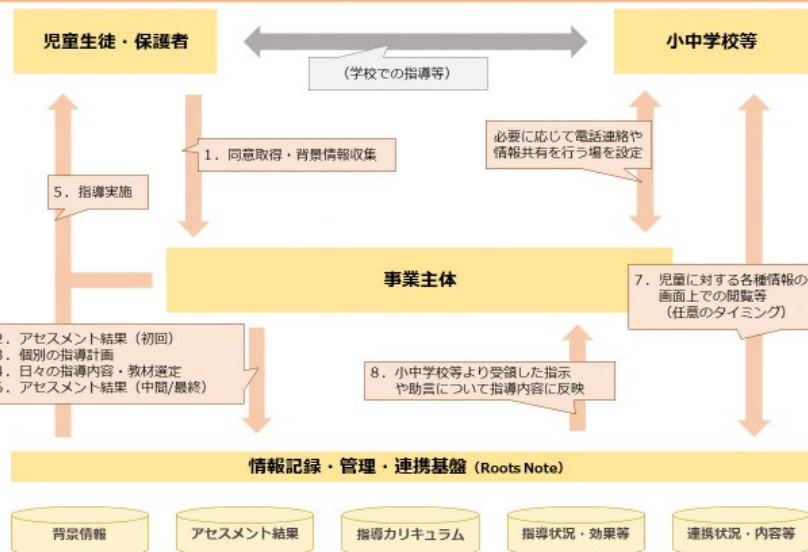
地域に開かれた場
・BBQ 場の運営
・サブスクリプション制食堂の運営
・子育てをサポートする図書館の運営



大阪市立小学校跡地を、公募型プロポーザルを実施し、用途を限定のうえ、賃貸借契約により、特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっとのほか複数の法人からなる共同体へ貸し出し。施設内において日本語指導(実証事業)を実施。

【学校等との連携】（デジタルツール「Roots Note」の活用）

【参考】本件事業における情報収集と連携の流れ



【指導記録の画面】

指導の基礎情報

指導員の所見や児童生徒の様子等

在籍校先生からのコメント等

指導内容・所見	時間	場所	指導員
日本語指導(初回)	10:00~11:30	401	田中先生
授業内容(様子)	11:30~12:00	401	田中先生
授業内容(様子)	12:00~12:30	401	田中先生

【評価の画面】

現状の到達度を測定し、次の指導に活用

STEP	到達度
STEP1	達成
STEP2	達成
STEP3	達成
STEP4	達成
STEP5	達成
STEP6	達成
STEP7	達成
STEP8	達成

「Roots Note」へ各生徒の情報、指導結果等について、都度、登録・更新し、在籍校等と連携のうえ、指導を実施。

特別の教育課程による日本語指導の体制強化に向けた調査

【事業概要】

外国にルーツを持つ児童生徒の増加により、「特別の教育課程による日本語指導」を必要とする児童生徒への指導体制がひっ迫している地域課題を踏まえ、本調査では外国人比率が高い大阪市生野区をフィールドとし、地域の日本語指導の専門人材等と連携し、Web3技術を活用した学校・市教育委員会等との情報連携の仕組みの下、新たな指導体制の実現に向けた実証事業を行い、その有用性等を検証した。

本調査で得られたデータ等をもとに、外国ルーツの児童生徒に対する日本語指導について、学校を中心とした地域における教育体制の強化に向けた規制・制度改革の実現を目指す。

【実施体制】

(代表者)特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
(構成員)関西電力送配電株式会社、株式会社Unyte
(自治体)大阪府、大阪市

【調査対象である規制・制度改革の内容】

- (1)学校を中心とした地域における教育体制として、学校以外の運営主体・場所でも、一定の要件の下、特別の教育課程による日本語指導を行うことができるようにする。(学校教育法施行規則第56条の2、第56条の3他)
- (2)学校を中心とした地域における教育体制として、教員免許を有しない者であっても、一定の要件の下、日本語の指導を行うことができるようにする。(学校教育法第37条、教育職員免許法第3条他)

【調査・実証内容】

【調査目的・内容】

・学校教育法施行規則第56条の2、第56条の3等に規定される「学校において」、「教員免許を有する者」が実施する「特別の教育課程による日本語指導」(以下「現行制度」という。)について、規制・制度改革の提案内容である「学校以外の運営主体・場所において」、「教員免許を有しない指導者」がWeb3技術を活用した学校・市教育委員会等との情報連携を図りつつ行う「日本語指導」(以下「本サービス」という。)が、現行制度に比べ、同等以上の教育の質が担保できるものであるか検証する。

・以上のとおり、規制・制度改革提案を行った「学校以外の運営主体・場所」及び「教員免許を有しない指導者」に係る実証を行う。

【調査結果】

- I. サービススキームの検討 : 本実証のフィールドである大阪市生野区において、学校・市教育委員会、NPO法人、自治体等の地域の関係者間で連携し、学校を中心とした地域における教育体制の構築を図り、本サービスについて、実証を実施。Web3技術を活用した情報連携体制により、効率かつ迅速な関係者間での情報連携が達成されたとともに、日本語授業及び学校生活の情報が集積することで、より効果的な日本語指導が可能となった。
- II. サービスの有用性等の検証 : 児童生徒の日本語能力向上率や、保護者・児童生徒の満足度等、設定した指標をもとに評価を実施し、本サービスが現行制度と同等以上の教育の質を担保できるものであることを確認した。
- III. サービスの実施に必要な一定の要件の検討 : 上記規制・制度改革提案(①運営主体・場所、②指導を行う者)について、実証結果や学校・市教育委員会、有識者等へのヒアリング・協議等を踏まえ、現行制度と同等以上の質を担保するために必要な要件等を検討。

特別の教育課程による日本語指導の体制強化に向けた調査

【事業の概要】

【規制・制度改革を求める背景・目的】

【背景】日本語指導を必要とする児童生徒の急増及び学校・教員の負担増大

・近年、日本語指導を必要とする外国にルーツを持つ児童生徒は全国的に増加しており、大阪市においても短期間で大幅に増加している。こうした急増は従来の制度設計や学校体制の想定を上回るものであり、現行制度では日本語指導を原則として学校および教員が担う仕組みとなっていることから、人的資源や専門性の確保が困難となり、学校および教員の負担が増大するなど、現行の枠組みのみで安定的な指導体制を維持することが難しくなりつつある。

【目的】学校を中心とした地域教育体制強化の必要性

・日本語指導を学校のみで担う体制から、地域・社会全体で支える体制への転換が求められている。学校、地域団体、NPO、行政、専門人材等が連携し、役割分担を行う体制を構築することで、支援の安定性と継続性を確保する必要がある。そのためには、柔軟な担い手参画を可能とする制度改革・規制緩和が不可欠である。

【現行制度】

(1)「特別の教育課程による日本語指導」の「指導の形態及び場所」について、児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校等における指導が認められる。

(2)「特別の教育課程による日本語指導」の「指導者」について、日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）と規定しており、「教員免許を有する教員」にのみ、「特別の教育課程による日本語指導」を行うことを認めている。

【規制・制度改革提案事項】

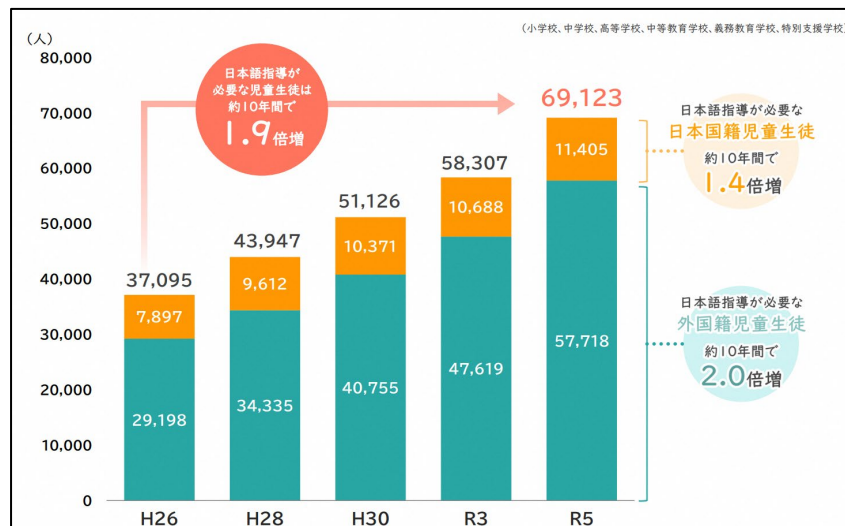
(1)学校以外の運営主体・場所(NPO法人や日本語学校等)でも、一定の要件を満たす場合、特別の教育課程による日本語指導を可能にする。

※一定の要件：地域の小中学校等との連携体制を有する者及び当該者が運営する場所

(2)教員免許を有しない者であっても、一定の要件を満たす場合、単独で日本語の指導を行うことができるようにする。

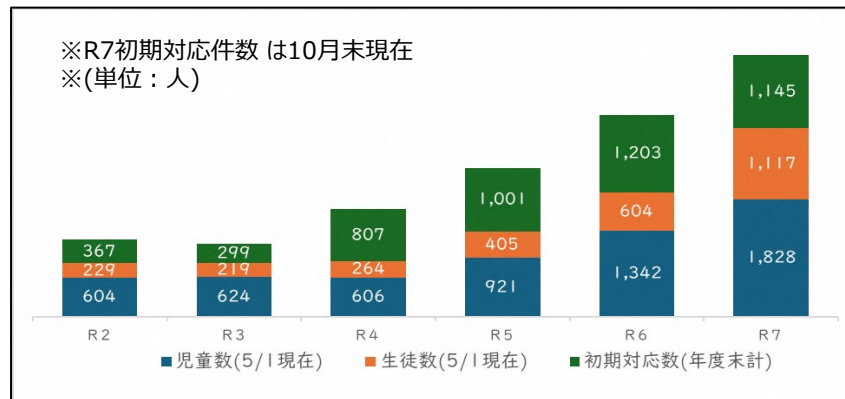
※一定の要件：相当程度のスキルと実績を有する日本語指導スタッフ

日本語指導が必要な児童生徒数の推移（全国の公立学校）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒数の推移（大阪市）



（出典）特区WG「外国人児童生徒への日本語指導体制について」
配布資料4「外国人児童生徒等への日本語指導について」

特別の教育課程による日本語指導の体制強化に向けた調査

【事業の概要】

【調査内容】

・概要

特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっとを含む共同事業体が運営する小学校跡地「いくのパーク」にて、「教員免許は持たないものの日本語教師の有資格者」である専門スタッフが、外国人児童生徒が在籍する学校や日本語指導が必要な子どもの教育センター校、大阪市教育委員会等と密な情報連携のもと、日本語指導を行う。実証の際には、現行の「特別の教育課程による日本語指導」と同等以上の教育の質が担保されるよう、指導状況の管理や学力測定、実証参加者等へのアンケートを行う。

対象者：小学校4年から中学校2年10名

時期：2025年9月18日から2026年3月13日

指導手法：「センター校」に準じた教育課程の時間帯で、週2回の通学実施

・日本語指導の取組内容

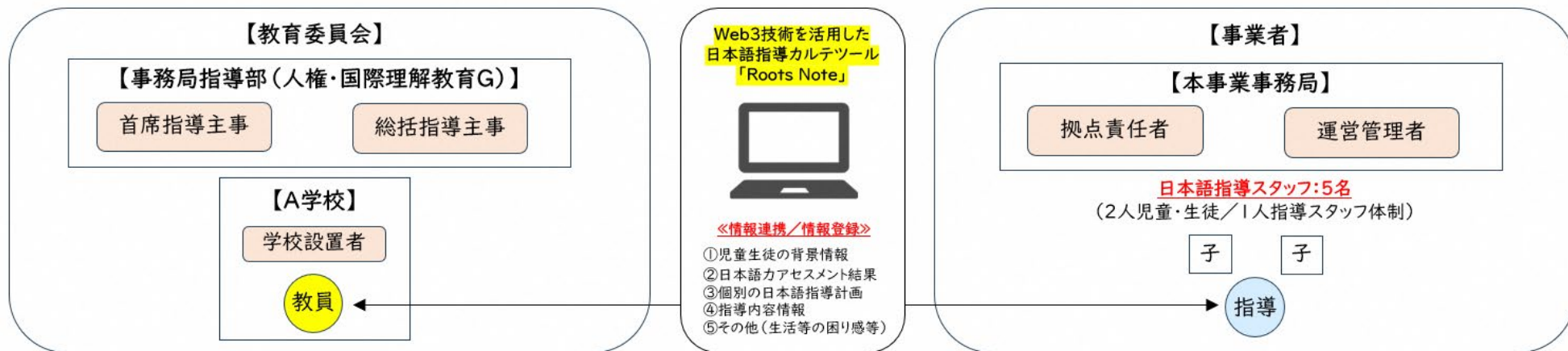
- ①地域の小中学校との連携体制構築と児童生徒個々の日本語力アセスメントの実施、
- ②専門スタッフによる個別の日本語指導計画の作成
- ③個別最適化された日本語指導の実施、
- ④Web3技術を用いたカルテツール「Roots Note」による指導実績と習得状況の高度暗号化記録の実施
- ⑤保護者の同意のもと、学校への情報連携

・情報連携／情報登録

【Web3技術を活用した日本語指導カルテツール「Roots Note」の開発活用】

- ①児童生徒の背景情報、
 - ②日本語力アセスメント結果、
 - ③個別の日本語指導計画、
 - ④指導内容情報、
 - ⑤その他（生活等の困り感等）
- の情報を登録し、登録情報に基づき、在籍校等と連携を行う。

・事業概要図



特別の教育課程による日本語指導の体制強化に向けた調査

【「特別の教育課程による日本語指導の地域教育体制強化」に係る規制・制度改革の実現に向けた条件等の検証】

I. サービススキームの検討

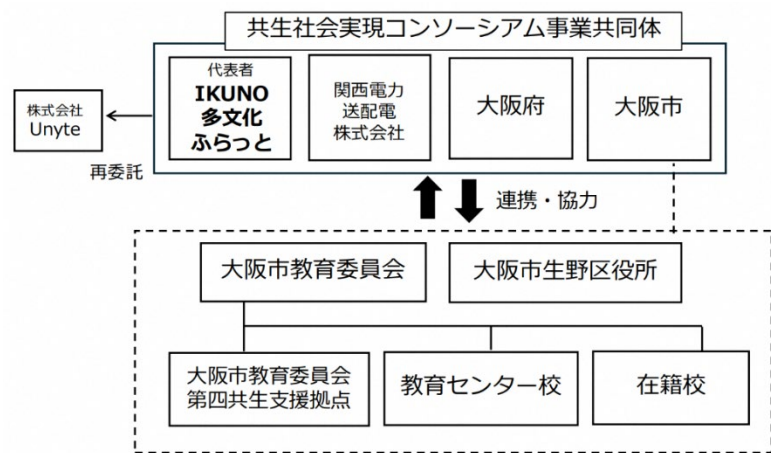
・学校を中心とした地域教育体制

(1) 共生社会実現コンソーシアム事業共同体を組成
 ※特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと、
 大阪府、大阪市、関西電力送配電株式会社、
 株式会社Unyte

(2) 大阪市教育委員会、大阪市生野区役所との連携体制を構築

(3) 教育センター校、共生支援拠点、
 在籍校等の地域の小中学校との連携体制を構築
 ※生野区内の小学校14校、中学校8校

本調査事業に関する「学校を中心とした地域教育体制」



II. サービスの有用性等の実証

・本サービスにおける日本語指導の質の評価検証

以下の指標 1～4 の結果を踏まえて、総合評価を実施し、本サービスにおける日本語指導の質が現行制度に比べて同等以上であることを確認した。

指標	調査項目／目標	達成度	評価	
《指標1》 児童生徒の日本語能力の向上率	1-1 「ことばの力のものさし」及びN5相当レベル試験等による総合評価 目標:指導を受けた児童生徒の100%にて、卒級相当レベルの日本語能力を獲得できる伸びが認められる	77.8%	目標未達成	
	2-1 指導実施率 目標:計画された指導回数の95%以上を実施できている	100%	目標達成	
	2-2 個別指導計画の作成・更新率 目標:指導児童生徒の100%に個別の指導計画を作成し、中間アセスメント後に100%更新されている	100%	目標達成	
《指標2》 指導実施状況	2-3 Roots Noteデータ入力率 目標:毎回の指導後72時間以内に90%以上のデータが入力されている	76.5%	目標未達成	
	《指標3》 連携協働状況	3-1 学校との情報共有率 目標:月1回以上、100%の在籍校と情報共有を実施できている	100%	目標達成
		3-2 「Roots Note」を活用した情報連携の効率性に関する在籍校評価 目標:指導を受けた児童生徒の在籍校の80%以上が「効率的」又は「非常に効率的」と回答	100%	目標達成
《指標4》 その他	4-1 「本調査事業による日本語指導」の保護者満足度 目標:指導を受けた児童生徒の保護者の80%以上が「満足」又は「非常に満足」と回答	100%	目標達成	
	4-2 子どもの「日本語力の伸び」に関する保護者満足度 目標:指導を受けた児童生徒の保護者の80%以上が「満足」又は「非常に満足」と回答	100%	目標達成	
	4-3 教育の質に関する保護者満足度 目標:指導を受けた児童生徒の保護者の80%以上が「満足」又は「非常に満足」と回答	100%	目標達成	
	4-4 連携に伴う負担の程度に関する在籍校評価 目標:指導を受けた児童生徒の在籍校の80%以上が「現行制度と同程度の負担はあった」、「負担はなかった」又は「全く負担はなかった」と回答	100%	目標達成	
	4-5 通級に係る安全性に関する在籍校評価 目標:指導を受けた児童生徒の在籍校の80%以上が「確保できていた」又は「十分に確保できていた」と回答	100%	目標達成	
	4-6 教育の質に関する効果に関する在籍校評価 目標:指導を受けた児童生徒の在籍校の80%以上が「効果的」又は「非常に効果的」と回答	100%	目標達成	

特別の教育課程による日本語指導の体制強化に向けた調査

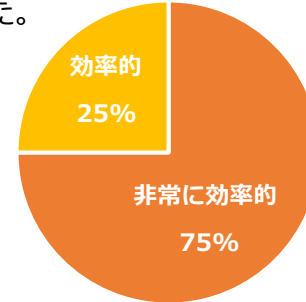
【事業結果のまとめ】

Ⅱ. サービスの有用性等の実証

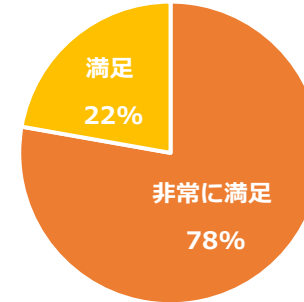
・サービススキームの評価検証

- ー 在籍校からの評価として、本サービスにおける情報連携について、非常に効率的であり、現行制度と同程度以下の負担であることを確認した。
- ー 保護者からの評価として、本サービスにおける日本語指導が、満足度が非常に高いものであったことを確認した。
- ー 他関係者の評価として、指標 1～4 のKPI分析を踏まえた総合評価の結果、本サービスは効果的であると評価した。
- ー 以上のことから、本サービスにおける情報連携等の体制は、サービススキームを実現するために有用なものであることが確認された。

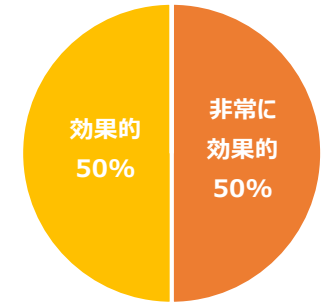
【在籍校の連携負荷】



【保護者の満足度】



【関係者の評価】



Ⅲ. 実証結果等

結果概要

- ・現行制度に比べて同等以上の質が担保された教育を提供することで、「学校以外の運営主体・場」における「日本語指導に係る専門性」のある者による日本語指導が可能となると仮定して実証を実施した。
- ・「地域の小中学校等との連携体制を有する者及び当該者が運営する場所」、「相当程度のスキルと実績を有する日本語指導スタッフ」の有効性等の検証を行った。



- ・実証の結果や、それに基づく有識者へのヒアリング等を通じて、以下の点について、明らかとなった。
 - ー 教員の包括的指示の下で、指導員等が指導等に当たることのできる体制等の確保